

令和7年度地域自立支援協議会トークライブ実施結果・振り返り

○開催概要

日 時：令和7年12月7日（日） 15：30～17：00

場 所：セシオン杉並第8～10集会室 ※主会場とは別に展示スペース（第6集会室）を設置

内 容：～それならわたしもできるかも'25～

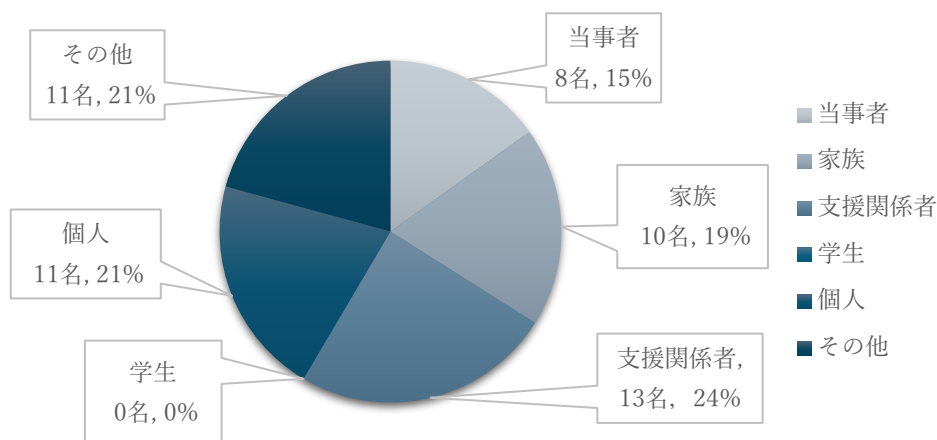
①東原中学校の副籍交流について ミニパネルディスカッション

②自分らしいいつもの毎日について 知的障害のある方へのインタビュー

③杉並区地域自立支援協議会について

来場者：53名

～属性割合（来場者名簿より算出）～



○実行委員振り返り

1. 開催時期・時間・会場

- ・フェスタ同時開催は良い（ただし12月は寒いというデメリットもある）
- ・終了17:00は「遅い」印象
- ・映画終了後から時間があいてしまったので、お客さんの待機時間が長かった
- ・午前中から別の催しを同会場で開催して、集客するのも有効ではないか
- ・3階会場が分かりづらいため、案内板や誘導係の強化が必要

2. 準備・運営

- ・ 事前準備
 - ・ 実行委員会の定例開催は有効
 - ・ 今年度のスケジュールは特段問題なし※テーマ変更時はスケジュール前倒しが必要
- ・ 当日対応
 - ・ 入場誘導が不十分だったので、途中入室者への案内役を事前に決めるべき
 - ・ 椅子の数は適切で準備・片付けも混乱なし

3. 内容（テーマ・登壇者・進行）

- ・登壇者、テーマは概ね好評
 - ・当日観客とやりとりする場面も良かったので、もっと取り入れても良いのではないか
 - ・フェスタ全体イベントと関連するテーマ設定や「目玉」企画があるとよい
 - ・台本によらない柔軟な進行もよいが、必ず伝えたいポイントは登壇者と企画者間で共有しておくべきだった
 - ・登壇者がいつ退場すればよいのか戸惑っていたので、進行台本に「～の皆さんありがとうございました。次の登壇の準備をしますので今しばらくお待ちください。」などのアナウンスを入れると良かった
 - ・登壇してくれた中学生がもう少し話をしたいと言っていた
- ⇒台本の工夫（「必ず伝えたいこと」を明確に表示、登壇切り替え時の整理）をする

4. 展示・広報

- ・展示は別室設置が好評
- ・展示会場入口正面に映像を配置したのも良かった
- ・展示会場に設置したチラシは全員配布でもよいのではないか
- ・当日広報が不足（会場へのポスター掲示や映画上映時のチラシ同封・アナウンスなどもできるのではないか）
- ・一般客の集客が弱い
- ・登壇があったのにも関わらず、中学生の来場が想定よりも少なかった
- ・イベント直前の呼び込み時はチラシがあったほうが良い

○次年度以降の課題

- ふれあいフェスタ実行委員との連携を強化し、広報や開催場所・時間等を改善する
 - ・開催時間は可能な限り早めたい（来場者や登壇者からもご意見あり）
 - ・フェスタでスタンプラリー等の企画がある場合、トークライブも連携できないか
- 一般区民の来場を増やす
 - ・来場者に対して、何らかのお土産（おまけ）を提供する
 - ・企画決定時期を早めて広報活動に注力する
- 来場者アンケートについて、声掛けを徹底し回答率を上げる
 - ・Web フォームと並行して、紙での配布を再開する

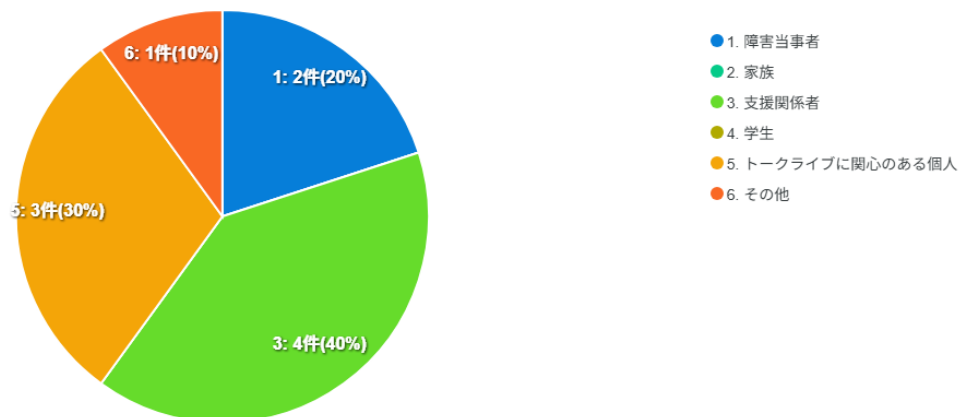
○次年度テーマ案

- ・農福連携農園・・・ 来場者へ農福連携農園の「野菜（芋）」をプレゼント
- ・部会の具体的な活動発表・・・ 例）高齢障害連携部会の取組など
- ・協議会当事者委員の登壇
- ・来場者も含めて体を動かすゲームをする・・・ 一緒に楽しめることを伝える
- ・学校卒業後の生活・・・ 今年度の登壇（中学生）の続きのイメージ

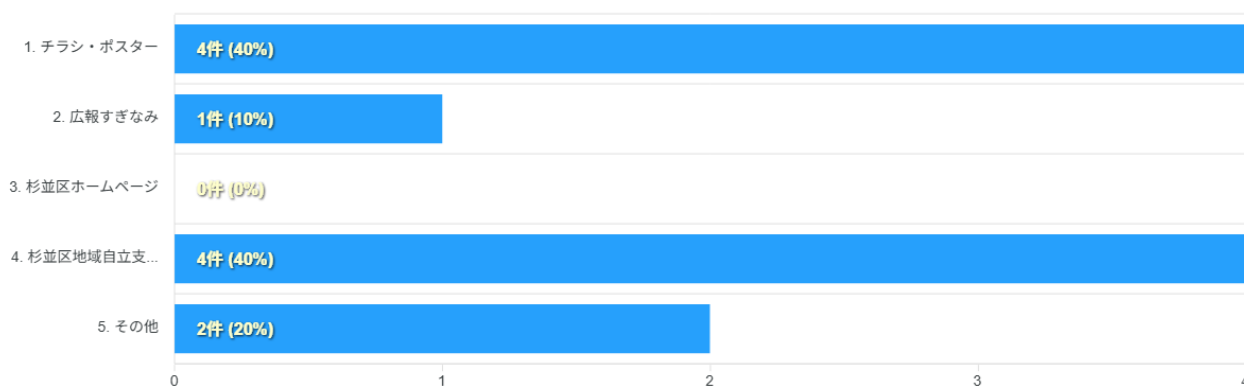
令和7年度地域自立支援協議会トークライブ来場者アンケート結果

※アンケート回収率：18%（10名／53名）

1. 回答者属性



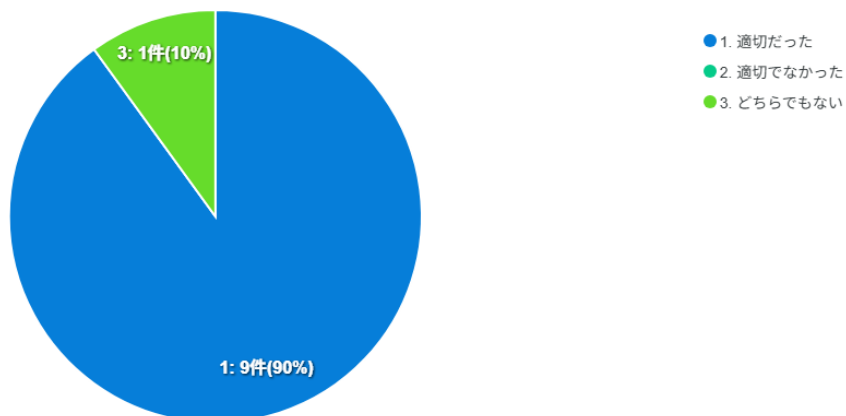
2. トークライブを知ったきっかけ



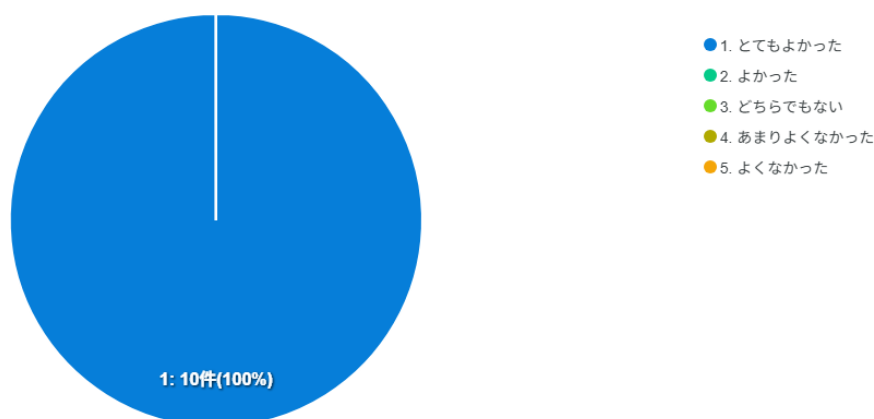
<その他の具体的な内容>

- ・すまいる荻窪ニュース 12月号
- ・児童発達支援からの紹介

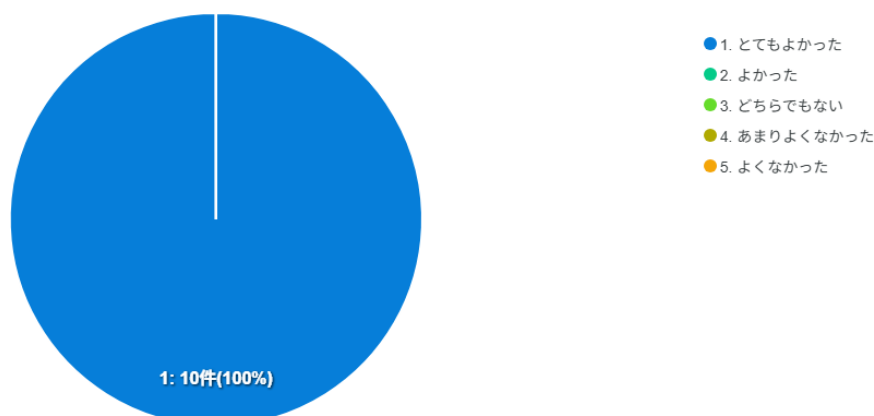
3. 開催時期は適切でしたか



4. 登壇①「東原中学校の“副籍交流”について ミニパネルディスカッション」はいかがでしたか。



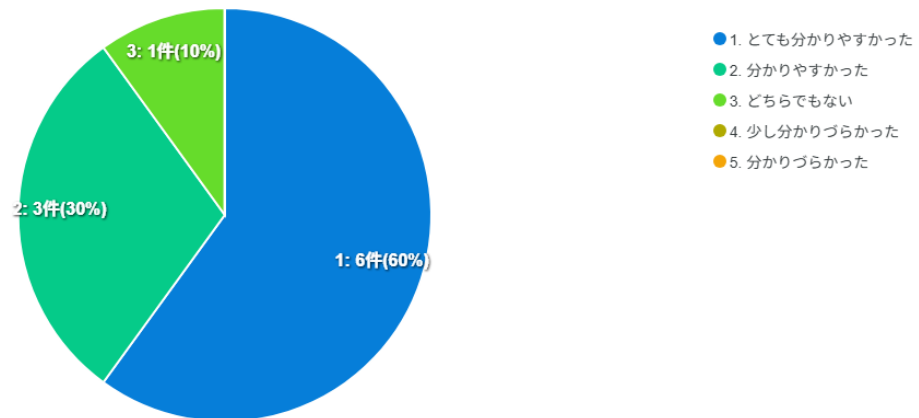
5. 登壇②「自分らしいいつもの毎日について 知的障害のある方へのインタビュー」はいかがでしたか。



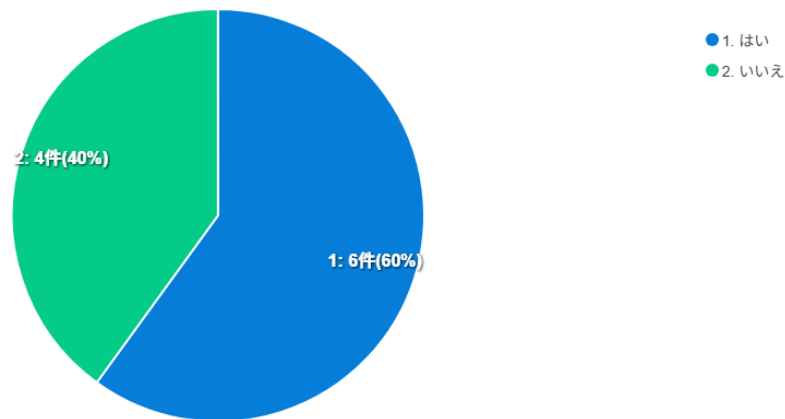
<トークライブの感想>

- ・登壇された皆さんが自分の素直な気持ちを話されているのが印象的だった。会場も温かい雰囲気でもとてもよかった。(トークライブに関心のある個人)
- ・お互いを知る事の大切さを再確認した。何気ない日常とこどものうちからの様々な交流の仕方を知る。そしてこども達の力は凄い。(トークライブに関心のある個人)
- ・学生の方々をみていて障害のある方と支援者というより友達として参加しているような感じが伝わってきた。(支援関係者)
- ・副籍交流のお話が印象的だった。来年子供が済美養護学校に入学するので、副籍交流とは何かを知りたくて、今回のトークライブに申し込んだが、今日登壇された生徒さんのような人に出会えたらとても幸せだなと思った。自分のことも人の事もよく考えられる人になってくれるといいなと思った。(障害当事者)
- ・副籍交流を知らなかったので勉強になった。実際に交流している学生の表情やお話が良かった。(その他)
- ・副籍交流を進めていったご本人ご家族、受け入れた中学校、アイデアを出してご本人と一緒に活動した中学生たち、皆さん、素晴らしかった。地域で働き、余暇の活動にも参加されているご本人には、これからもますますのご活躍を。(支援関係者)
- ・「仕事も趣味も地域で楽しむ」でのやり取りが良かった。(支援関係者)

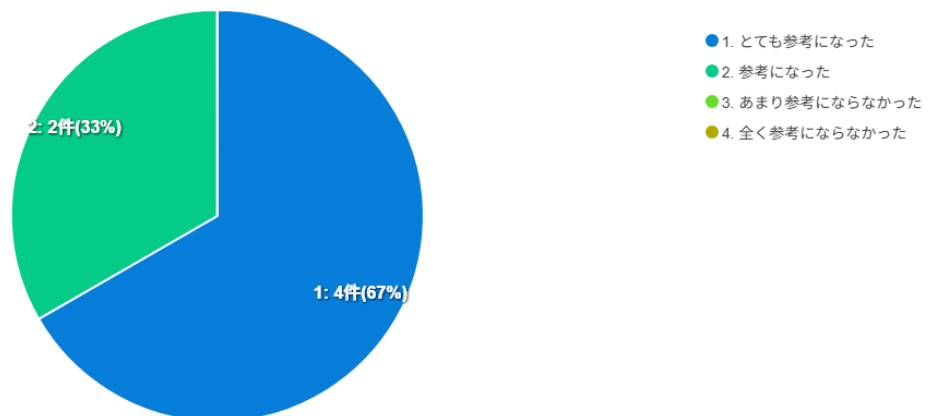
6. 「杉並区地域自立支援協議会について」の説明は分かりやすかったですか。



7. 資料配布・展示スペース（別会場（第6集会室））にはお立ち寄りいただきましたか。



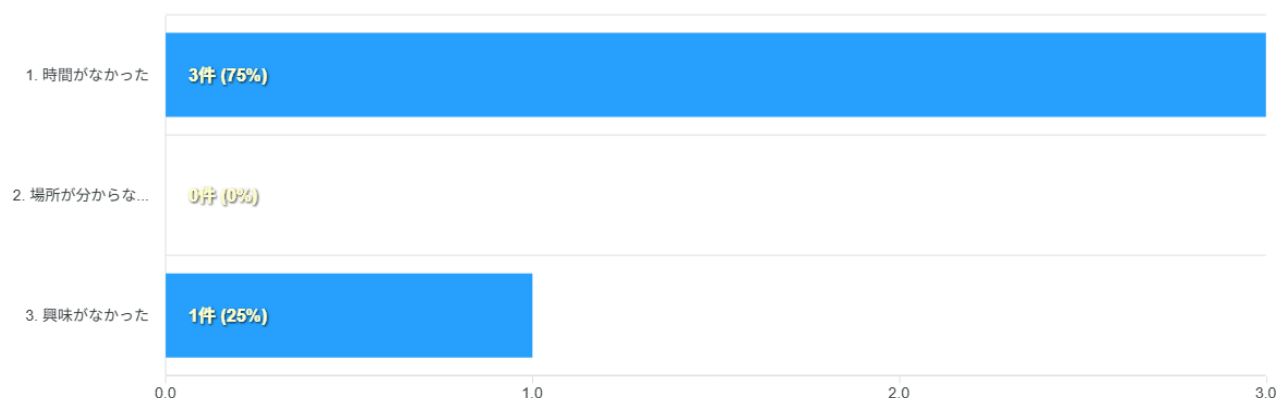
8. 配布・展示されていた資料はいかがでしたか？



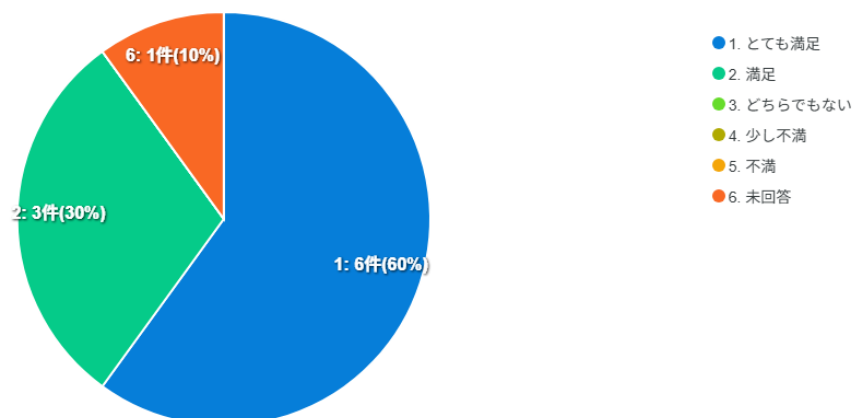
9. 特に参考になった資料や、改善点があればご記入ください。

- ① 意思決定支援パンフレット（誰にも当てはまるので、関係者だけでなく、広く区民に知ってもらう仕掛けが必要。フェスタに来ている方にも知られていなかった。）
- ② すまいるの案内

10. 立ち寄りなかった理由をお聞かせください。



11. 全体の満足度を教えてください。



12. 理由を教えてください。

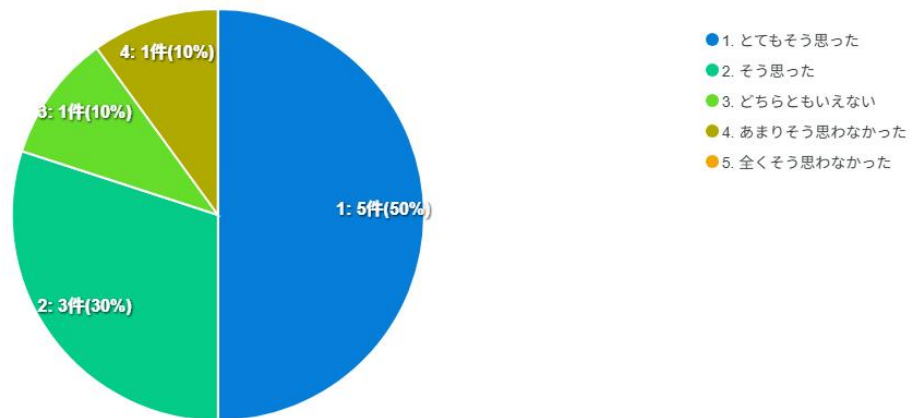
○「とても満足」を選んだ理由

- ・良い雰囲気で行っていた。(支援関係者)
- ・今回、映画とトークライブを拝見して何か自分の中で深く大切なもの(意識)を感じた。(支援関係者)
- ・子供に知的障害があるものの、なかなか知的障害がある人の生活、仕事について聞く機会がなく、将来どうなるのだろうと不安ばかりが先行していた。南川さんの話を聞いて、充実した人生を送るのに環境さえ整えば、障害の有無は関係ないのかもしれないと思った。今日のようなトークライブで様々な人のお話をもっと聞きたいと思った。(障害当事者)
- ・いい話を聞かせていただいた。(支援関係者)

○「満足」を選んだ理由

- ・もっと多くの方に聴いてもらえると良かった。(トークライブに関心のある個人)

13. 今日のトークライブを通じて、「それなら私もできるかも」と思えることがありましたか。



14. その他、ご意見や感想がありましたらご記入ください。

- ・すまいる荻窪は超とても良い施設。(障害当事者)
- ・子どもと一緒に参加しようか悩んで、子どもは連れてこなかったが、一緒に連れてきてよかったなと感じた。(トークライブに関心のある個人)
- ・もっと身近な地域でもこんな場があると良いと思います。(トークライブに関心のある個人)
- ・杉並区で民生委員児童委員をしている。特に済美養護学校が当方の区域なので地域で何かお手伝いなどあればお伝えを。(支援関係者)

第4回本会グループ討議説明資料

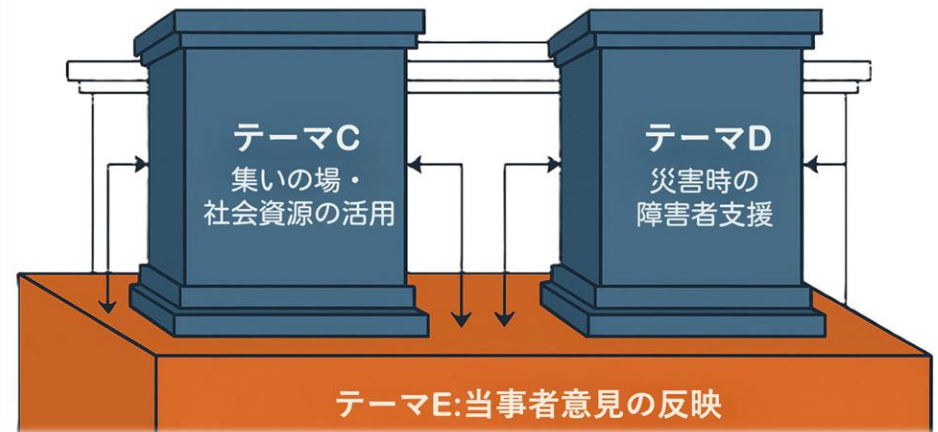
今後のテーマ方針検討経緯

(1) 第3回本会グループワーク

- 5つの課題を緊急性・重要性で整理 → 資料4参照
- 多様な付箋から、現場のリアルな課題感が可視化された

(2) 幹事会

- ① 今後協議会で扱うテーマの検討 → 資料5参照
実効可能性や協議会としての成果などを踏まえ、「**当事者意見の反映**」が全テーマの課題解決の土台となると判断
- ② 今年度の協議会運営を踏まえた改善
“本会の直後に幹事会”というサイクルに変更



集いの場・社会資源の活用×当事者意見の反映 をグループ討議テーマにした理由

集いの場・社会資源の活用

- 協議会には多様な職種が集まっており、ネットワークを作りやすい
- 具体的な成果が見えやすく、達成感を得やすい
- 平時から地域住民と関わることで、結果的に「災害時の障害者支援」や「人材確保」の基盤づくりに繋がる可能性がある

当事者意見の反映

- すべての課題の根幹となるテーマである
- 単に「当事者の話を聞く」だけでなく、どうすれば当事者が主体的に関われるのかという「プロセス（仕組みづくり）」自体も協議会のテーマになる



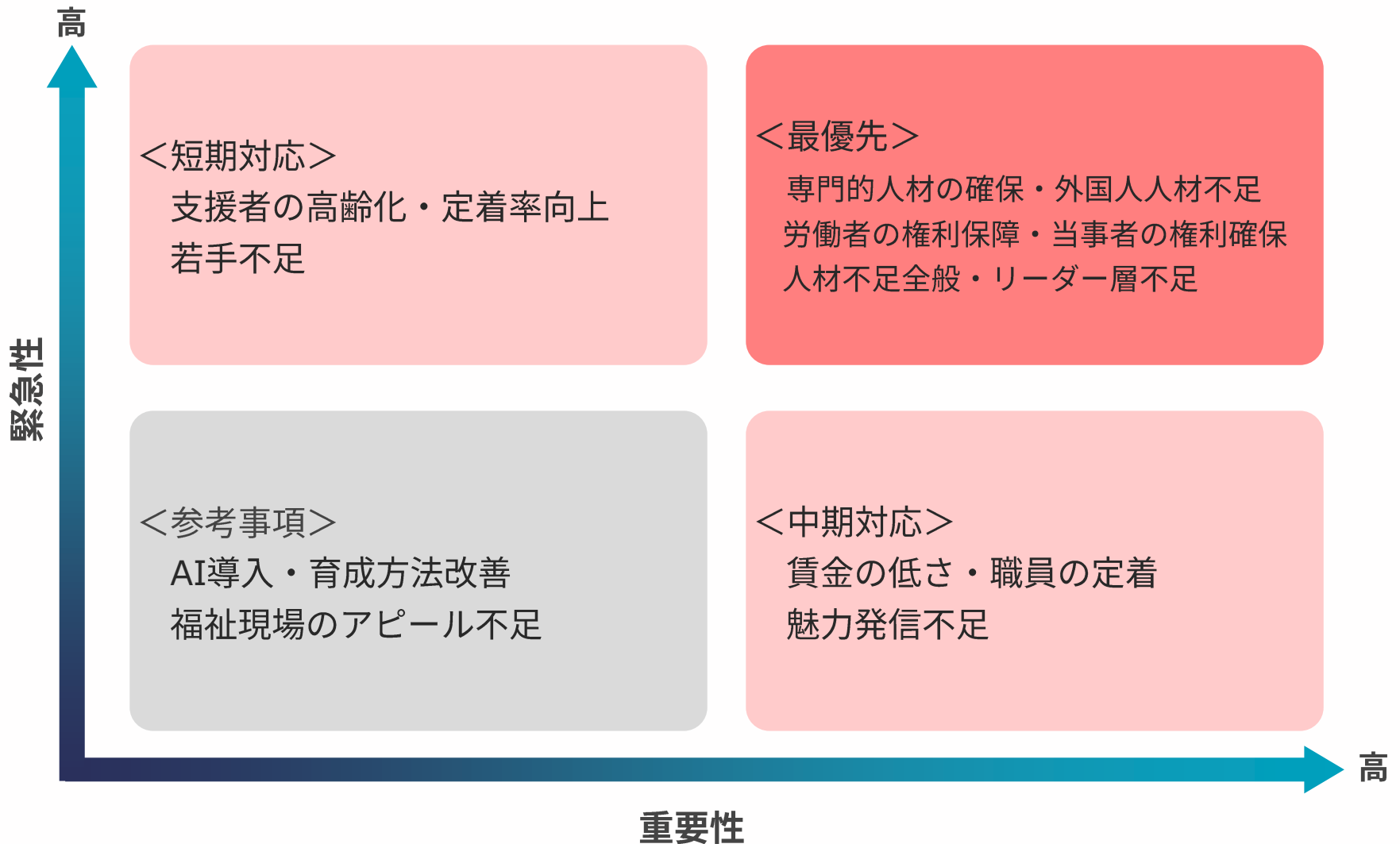
<協議会でできることの例>

協議会がバックアップ・情報発信をして当事者が地域のお祭りや防災訓練に参画する仕組みづくり

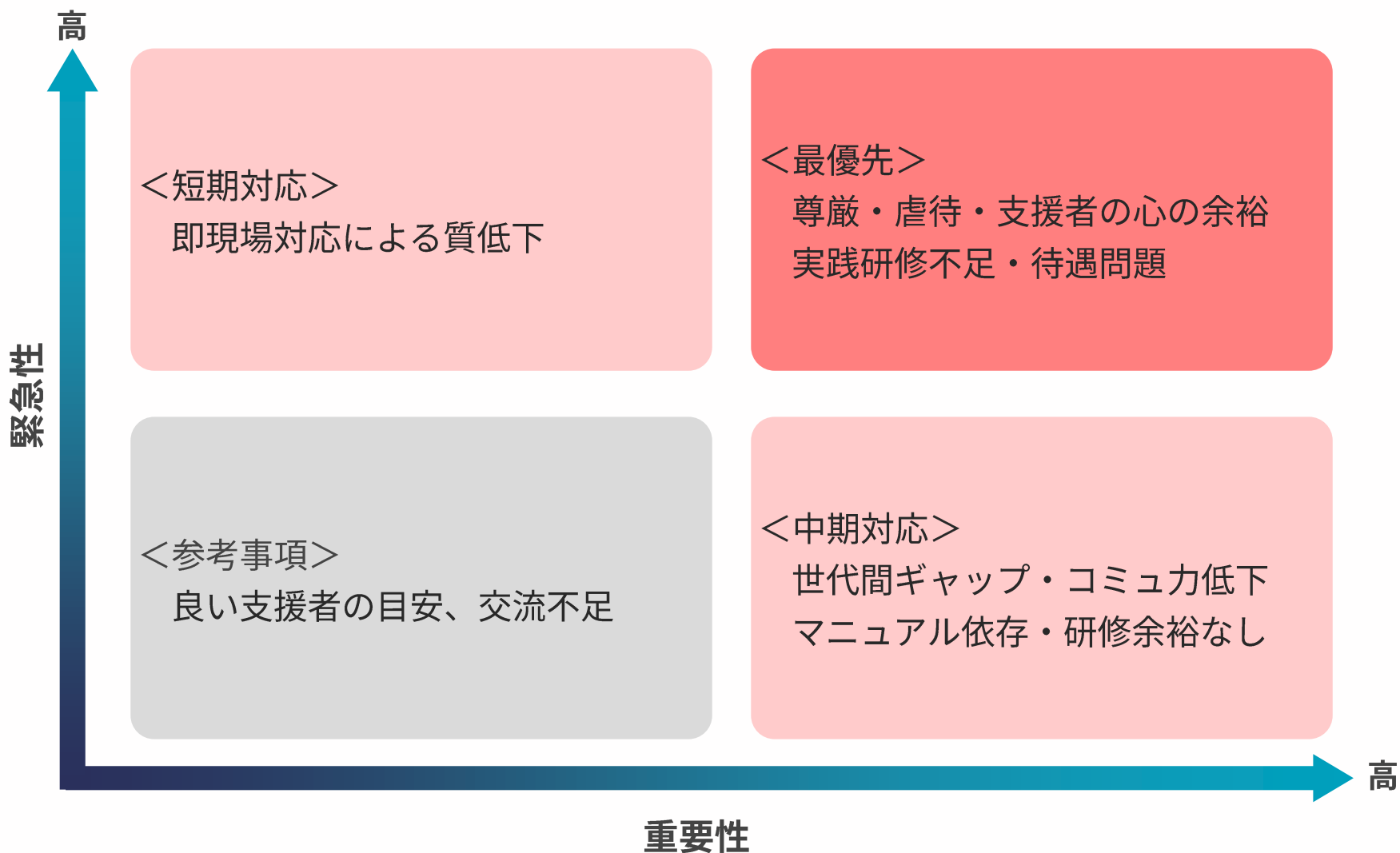
第3回本会グループ討議意見概要 「杉並区が抱える課題の緊急性・重要性」

令和7年12月17日（水）
杉並区地域自立支援協議会本会

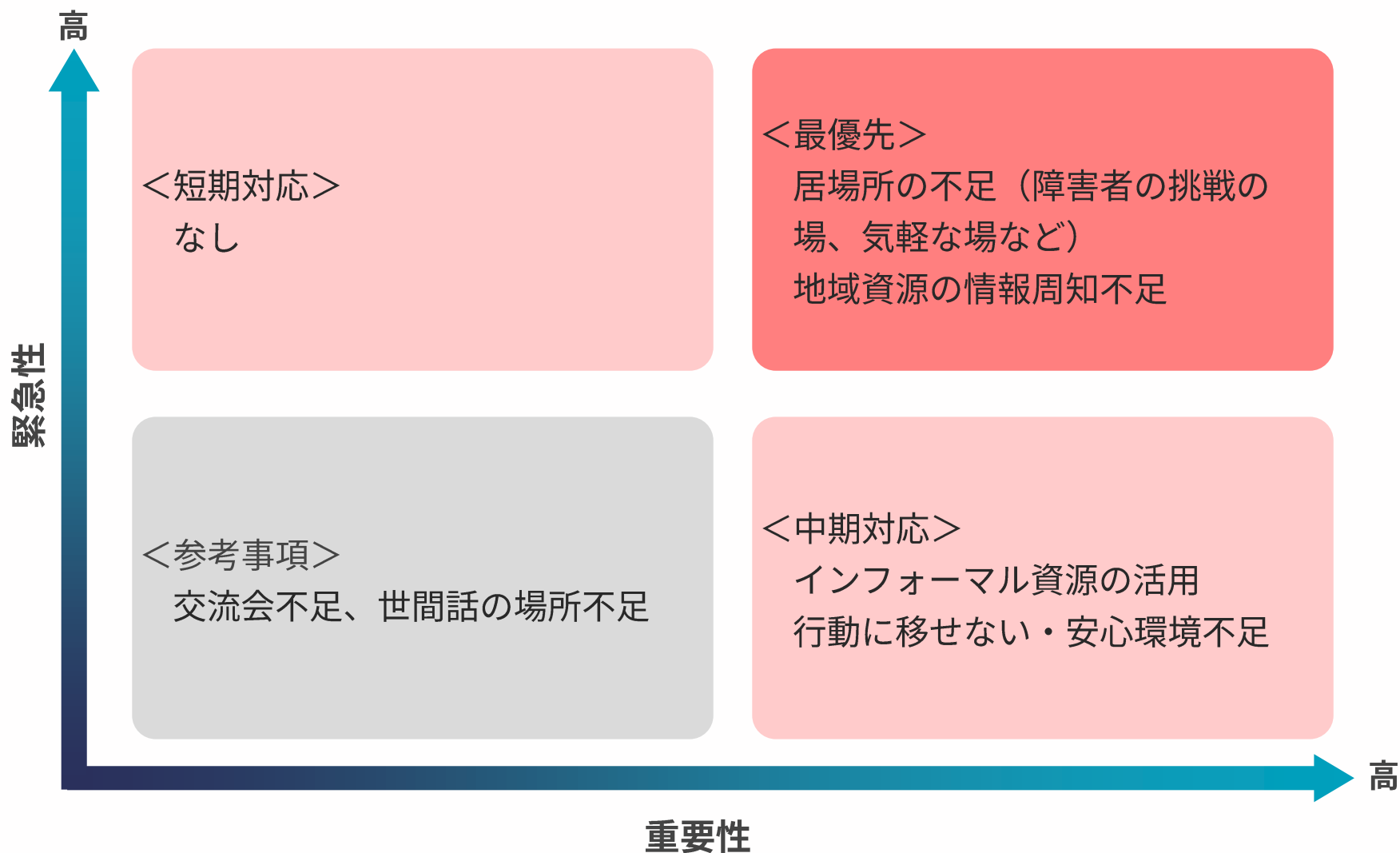
Aグループ：支援者の人材不足



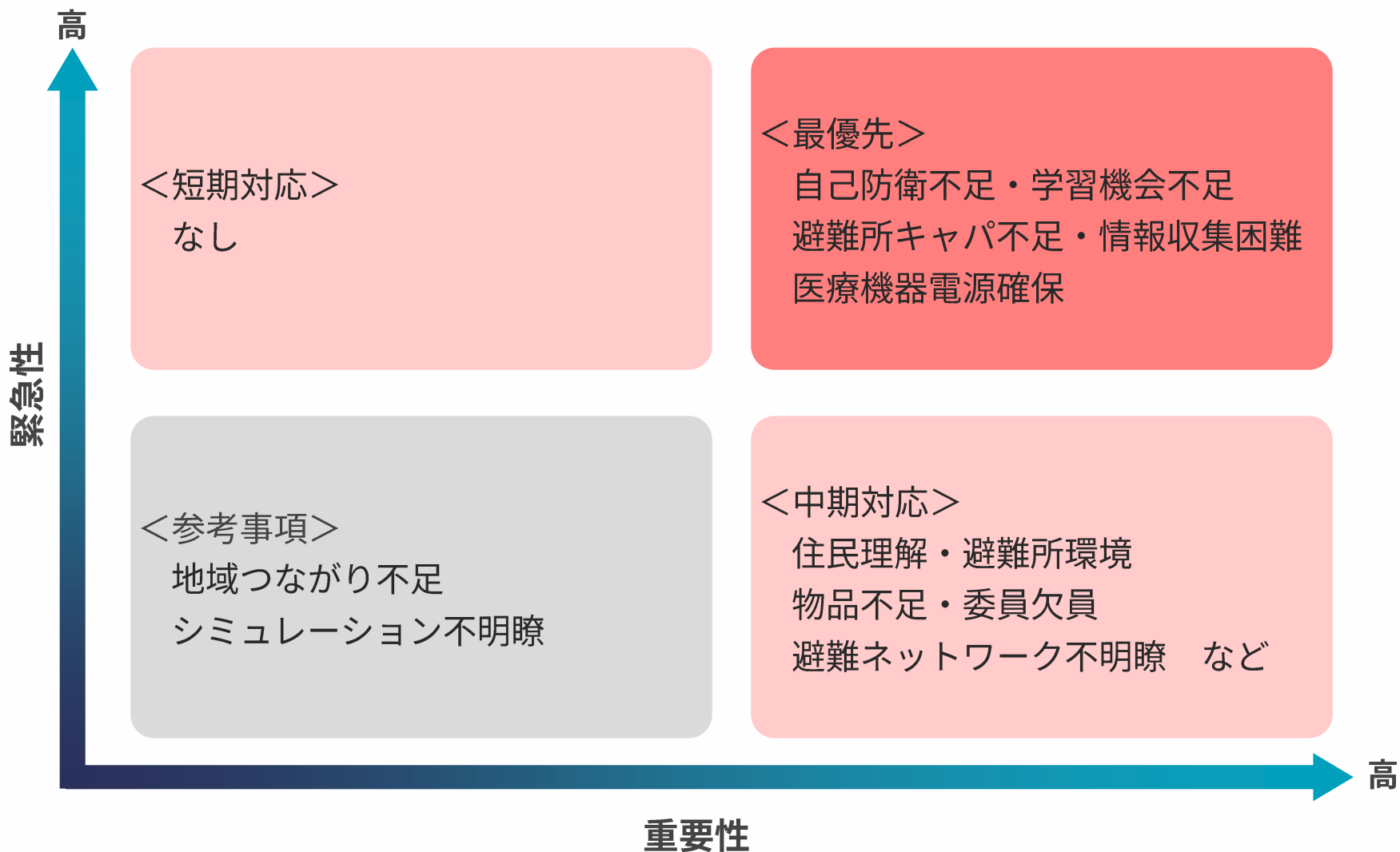
Bグループ：支援者の質の向上



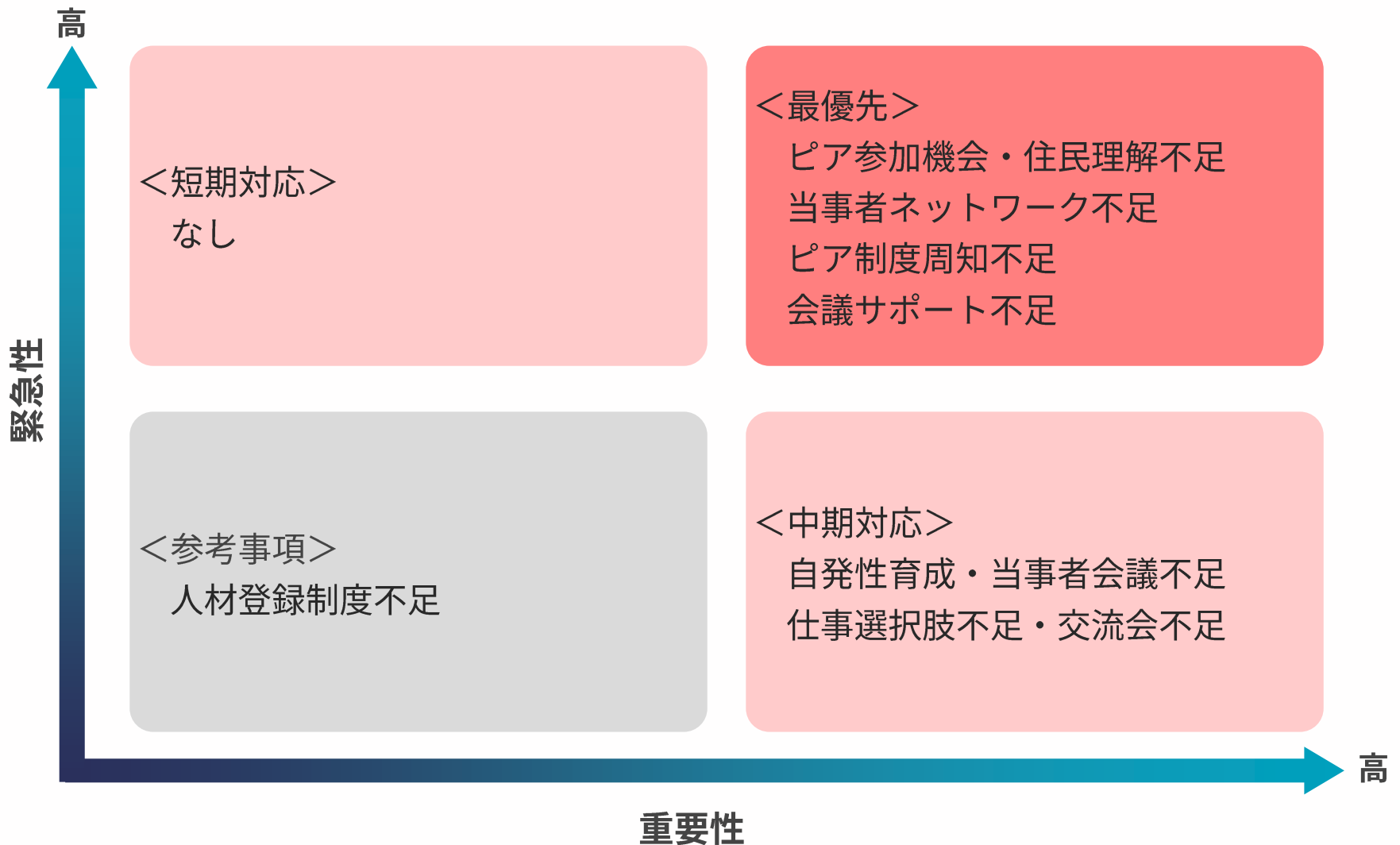
Cグループ：集いの場・社会資源の活用



Dグループ：災害時の障害者支援



Eグループ：当事者意見の反映



第3回本会グループ討議 最優先課題一覧（抜粋）

資料5

グループ	テーマ	課題	①現在行政（区・都・国）で実施している取組（事業）	②目指したい姿	③協議会での取り組みやすさ	④協議会での取組案	
C	集いの場・社会資源の活用	障害当事者の挑戦の場の確保（支援者の守る力が強い）	・障害者集会施設の運営（障害者福祉会館・障害者交流館・視覚障害者会館：貸室、各種講座、ボランティア育成等） ・地域活動支援センターの運営（例：すぎなみ151等） ・障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進（出前教室・体験イベント等）	当事者が地域で新しい活動や挑戦に自由に参加でき、やりたいことを実現できる環境が整っている。	高 当事者意見の反映の場として協議会是最適と思われる		
		気軽に参加できる環境がない	・障害者集会施設の運営（障害者福祉会館・障害者交流館・視覚障害者会館：貸室、各種講座、ボランティア育成等） ・地域活動支援センターの運営（例：すぎなみ151等） ・障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進（出前教室・体験イベント等）	「ふらっと寄れる・はじめてでも入りやすい」環境が地域に複数確保され、誰でも気兼ねなく参加できる場所が地域に増える。	高 様々な分野の人材が集まっており、ネットワークは既に構築されている	地域福祉コーディネーターとの連携	
		地域資源情報の周知・啓発不足	・「障害福祉のしおり」の作成・配布（点字／デジタルブック等の媒体対応） ・情報提供サイト「のーまらいふ杉並」の運営 ・「すまいる通信」等による情報発信	必要な情報が当事者・家族・支援者に分かりやすく届き、誰もが地域資源を活用できる。			
		当事者同士の情報交換会がない	・ピア相談員の配置・活動 ・ピア入門・育成講座／ピア交流会の開催 ・障害者週間事業等の交流機会（ふれあいフェスタ等）	ピア同士がつながり、互いの経験を活かしながら安心して集まれる場所・機会が継続的に提供されている。	中		
		土日の居場所が少ない（GHも追い出されるところあり）	・障害者集会施設・地域活動支援センター等の運営（集いの場の提供）	ライフスタイルに合わせて利用できる「居場所」が平日以外も確保され、誰も孤立しない地域環境が整っている。	高 様々な分野の人材が集まっており、ネットワークは既に構築されている	地域福祉コーディネーターとの連携	
		生活介護やB型に通っている人の夕方の居場所がない	・障害者集会施設・地域活動支援センター等の運営（集いの場の提供）				
		発達障害者のたまり場がない		発達特性に合った「安心できる居場所」が確保され、無理なく自分らしく過ごせる。			
E	当事者意見の反映	ピアサポーターの会議参加機会の確保	・ピア相談員の配置・活動 ・ピア入門・育成講座／ピア交流会の開催	当事者の声が自然に会議や検討に反映され、地域づくりに生かされる。	高 当事者意見の反映の場として協議会是最適と思われる	当事者部会の設置？	
		障害についての住民理解が進んでいない	・心のバリアフリーの推進（協力店の認定・啓発） ・ヘルプマークの普及啓発（作成・配布、イベント配布等） ・共生社会しかけ隊（合理的配慮のヒント集作成等） ・障害者週間事業（ふれあいフェスタ等）・ふれあい運動会の開催 ・WEBサイト「ハートシティ東京」で障害理解や権利擁護の啓発	地域住民が障害を正しく理解し、誰もが自然に支え合える「心のバリアフリー」が根づいている。			
		当事者のネットワーク不足	・ピア相談員の配置・活動 ・ピア入門・育成講座／ピア交流会の開催 ・地域自立支援協議会（ネットワーク形成・課題共有）	当事者や家族が無理なくつながれて、一人で抱え込まない環境が整っている。	高	地域福祉コーディネーターとの連携、居場所作りの中で一緒に解決できないか	
		ピアサポート制度の周知不足	・ピア相談員の配置・活動 ・ピア入門・育成講座／ピア交流会の開催 ・東京都障害者ピアサポート研修 ・ピアサポート体制加算（報酬改定）	ピアサポートの意義や役割が広く認識され、ピアが地域の支援資源として当たり前活用されている。			
		会議参加時の当事者へのサポート不足	・意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者の派遣） ・遠隔窓口手話システムの導入・運用 ・障害者のデジタルデバイス対策（スマホ講座等）	必要な配慮やコミュニケーション支援が当たり前整い、障害当事者がどんな会議にも安心して参加できる。			

令和7年度障害者基礎調査の調査票配布数と回答状況について

1 障害者・障害児調査

障害者【18歳以上】

種別		配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳	肢体不自由	1,407	2,382	48.2%
	内部障害	1,291		
	視覚障害	320		
	聴覚・平衡機能障害	246		
	音声・言語・そしゃく機能障害	101		
愛の手帳	406			
重度重複	146			
精神保健福祉手帳	730			
難病	291			

障害児【18歳未満】

種別		配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳	肢体不自由	181	589	58.7%
	内部障害	66		
	視覚障害	24		
	聴覚・平衡機能障害	37		
	音声・言語・そしゃく機能障害	4		
愛の手帳	178			
児童通所支援受給者証所持者	370			
学齢期発達支援事業決定通知書発送先	144			

- ・令和7年10月1日現在の各手帳所持者等区の台帳から対象者を抽出。
- ・調査方法は、郵送による配布・回収とインターネットによる回答を併用。

【調査方法別の回答内訳】

	回答方法	回答数	回収率
障害者 (18歳以上)	郵送等	1,585	32.1%
	インターネット	797	16.1%
障害児 (18歳未満)	郵送等	301	30.0%
	インターネット	288	28.7%

2 障害福祉サービス事業所、従事者

	配布数	有効回収数	有効回収率
事業所調査	324	155	47.8%
従事者調査	-	794	-

※従事者調査については、対象事業所を通して依頼したため配布数の算出は不可
 対象者：事業所調査…都・区に登録している事業所（単位/事業所番号ごと）

従事者調査…対象の事業所に従事している従事者

調査方法は、インターネットによる回答。

移動支援事業の見直しについて

見直しの概要

(1) 利用対象の拡大

項目	現行	見直し後
対象者	身体障害者手帳を所持し、かつ全身性障害がある肢体不自由児者	身体障害者手帳を所持する肢体不自由児者
対象となる外出	通所には原則利用不可。就労や疾病などの理由により介護者が障害者を介護することができず、かつ支給認定会議で認められた場合に限り、(ア)就労継続支援B型施設への通所訓練(3か月以内)(イ)生活介護施設のバスポイントへの送迎(ウ)視覚障害者の自立訓練施設への通所訓練のいずれかの要件で利用可能	現行の(ア)～(ウ)に加え、(エ)本人の高齢化や状況の変化を理由とした自宅と就労継続支援施設間の通所、(ウ)年度途中での施設利用開始や引越しなどで送迎バスの利用ができない場合の自宅と生活介護施設間の通所の利用も可能とする。 ※介護者が障害者を介護することができず、かつ支給認定会議で認められた場合に限り利用可能としていた要件については撤廃する。

(2) 担い手の不足への対応

項目	現行	見直し後
サービス単価	区独自のサービス単価を設定	処遇改善加算を勘案した障害福祉サービス(国)の報酬単価を参考とする単価を設定。また、30分までの支援に対するサービス単価を1時間までと同額に設定
支給区分	区分は、「軽度＝重度に該当しない」「重度Ⅰ＝身体介護なし」「重度Ⅱ＝身体介護あり」の3種類	「区分A＝見守りのみ必要」「区分B＝時々身体介護あり」「区分C＝常に身体介護あり」の3種類とする。現行の「軽度」「重度Ⅰ」は区分B相当とし、現行の重度Ⅱは区分C相当とする。
ガイドヘルパー	・区が知的障害者のガイドヘルパー養成講座を開催 ・移動支援サービス事業の契約にあたっては、都道府県から障害福祉サービス(居宅介護)事業者の指定が必要	・区が主催する養成講座に加えて、新たに、区の講座も含めた資格取得にかかる受講料と正規採用に至るまでの人件費を助成 ・障害福祉サービス事業者(居宅介護以外も含む)又は障害児通所支援事業者の指定を受けていれば移動支援事業の契約を可能とする。

(3) その他

項目	現行	見直し後
情報共有等	—	区と事業者、事業者間の定期的な情報共有、研修を行う場を設置

4 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和8年3月 事業者・利用者への周知
- 4月 サービス報酬単価の改定、契約対象となる事業者の拡大
受講料等の助成事業の実施
- 6月 利用対象者の拡大
- 8月 (仮) 移動支援事業者連絡会の開催

(参考)

支援の困難度等、支援に対する適正な対価を保証する報酬単価の見直し

1 移動支援事業の報酬単価の見直しの考え方

杉並区の移動支援事業の報酬単価について、その支援内容をより適切に評価することを目的として、国の障害福祉サービスのうちサービス内容が類似する「居宅介護（通院等介助）」等の報酬単価を準用する。また、移動支援事業の報酬単価の見直しについては、今後、原則として、国の報酬改定に合わせて見直すこととする。

なお、支給区分の考え方については、下表のとおり整理する。

見直し前			見直し後		
支給区分	対象像（令和3年度の見直し）	対象像（令和7年度での実態）	支給区分	対象像	報酬単価の算定方法
—	—	—	区分A	見守りのみ必要な方 （身体障害者拡充分）	居宅介護（通院等介助） 身体介護等なし・処遇改善加算Ⅳ （27.3%）
軽度	重度に該当しない方	身体介護等あり（時々）	区分B	時々、身体介護等あり （旧：軽度・重度Ⅰ）	同行援護 処遇改善加算Ⅳ（27.3%）
重度Ⅰ	身体介護等なし	身体介護等あり（時々～頻繁に）	区分C	常に、身体介護等あり （旧：重度Ⅱ）	居宅介護（通院等介助） 身体介護等あり・処遇改善加算Ⅳ （27.3%）
重度Ⅱ	身体介護等あり	身体介護等あり（常に）			

2 報酬単価改正案

新しい報酬単価は、「1 移動支援事業の報酬単価の見直しの考え方」の右表「報酬単価の算定方法」にあるとおり設定する。

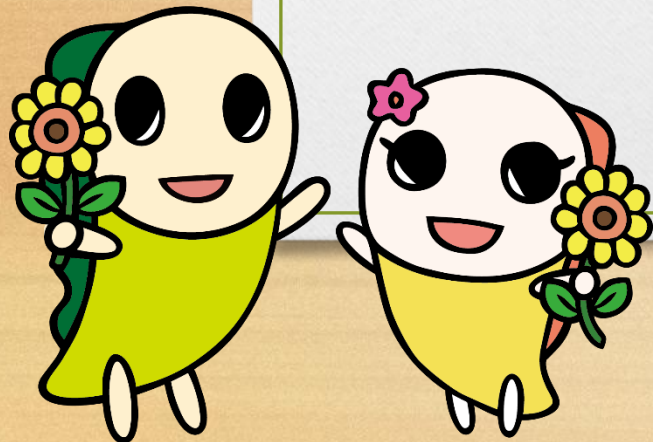
また、新区分については、30分までの報酬単価と1時間までの報酬単価を同額とすることで、事業所の持ち出しを軽減させ、より支援に入りやすい環境を整える。

支援時間		(参考)				(参考)				(参考)				(参考)			
		旧区分	新区分	差額	居宅介護 身無・処遇Ⅳ	旧区分	新区分	差額	同行援護 処遇Ⅳ	旧区分	新区分	差額	同行援護 処遇Ⅳ	旧区分	新区分	差額	居宅介護 身有・処遇Ⅳ
-	区分A	軽度	区分B			重度Ⅰ	区分B			重度Ⅱ	区分C						
-	0.5時間以下	-	2,808	-	1,511	2,500	4,305	1,805	2,723	3,200	4,305	1,105	2,723	3,300	5,760	2,460	3,649
0.5時間超	1時間以下	-	2,808	-	2,808	3,200	4,305	1,105	4,305	4,200	4,305	105	4,305	4,700	5,760	1,060	5,760
1時間超	1.5時間以下	-	3,920	-	3,920	3,900	6,216	2,316	6,216	5,200	6,216	1,016	6,216	5,700	8,369	2,669	8,369
1.5時間超	2時間以下	-	4,918	-	4,918	4,600	7,143	2,543	7,143	6,200	7,143	943	7,143	6,700	9,538	2,838	9,538
2時間超	2.5時間以下	-	5,902	-	5,902	5,300	8,069	2,769	8,069	7,200	8,069	869	8,069	7,700	10,750	3,050	10,750
2.5時間超	3時間以下	-	6,886	-	6,886	6,000	9,010	3,010	9,010	8,200	9,010	810	9,010	8,700	11,933	3,233	11,933
3時間超	3.5時間以下	-	7,870	-	7,870	6,700	9,937	3,237	9,937	9,200	9,937	737	9,937	9,700	13,131	3,431	13,131
3.5時間超	4時間以下	-	8,853	-	8,853	7,400	10,878	3,478	10,878	10,200	10,878	678	10,878	10,700	14,314	3,614	14,314
4時間超	4.5時間以下	-	9,837	-	9,837	8,100	11,819	3,719	11,819	11,200	11,819	619	11,819	11,700	15,498	3,798	15,498
4.5時間超	5時間以下	-	10,821	-	10,821	8,800	12,760	3,960	12,760	12,200	12,760	560	12,760	12,700	16,681	3,981	16,681
5時間超	5.5時間以下	-	11,805	-	11,805	9,500	13,701	4,201	13,701	13,200	13,701	501	13,701	13,700	17,864	4,164	17,864
5.5時間超	6時間以下	-	12,789	-	12,789	10,200	14,642	4,442	14,642	14,200	14,642	442	14,642	14,700	19,048	4,348	19,048
6時間超	6.5時間以下	-	13,772	-	13,772	10,900	15,583	4,683	15,583	15,200	15,583	383	15,583	15,700	20,231	4,531	20,231

障害児の中学生以降の 放課後等体験活動事業

障害者施策課 児童支援係

令和8年3月18日（水）





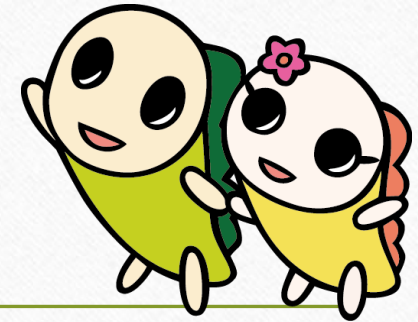
目次



目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
本事業のコンセプト・・・・・・・・・・ 2
利用対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
活動時間（イメージ）・・・・・・・・・・ 5
実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

活動への参加方法・・・・・・・・・・・・ 7
参加人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
地域とのつながり、交流・・・・・・・・ 12

目的



【障害児の中学生以降の放課後等体験活動事業】

→区立済美養護学校の中学部生徒が、放課後等デイサービス以外に、スポーツや文化活動等の多様な体験ができる機会を継続的に持つことで、社会性、自主性、創造性等を育み、生活の質を向上させることを目的とします（令和8年6月からモデル実施）。

本事業のコンセプト



- 学校の教育活動外の時間帯に、保護者を伴わなくても、スポーツや文化活動等を継続して体験できる（放課後の選択肢を増やす）。
- 子どもを中心に捉え、子どもが楽しめる、また、参加したいと思える活動プログラム（「預かりの場」ではなく、「育む場」）
- 目標をもって取り組むことにより、自分でできることを増やす、将来の社会生活に向けた自立の力を育む（展示、発表の機会）。

利用対象

利用対象は、区立済美養護学校の中学部生徒です。

→モデル実施のため、まずは中学部生徒の利用からスタートし、今後、地域の特別支援学級の生徒など、対象を拡大していきたいと考えています。

【参考】 中学部生徒数（令和7年度：63名）

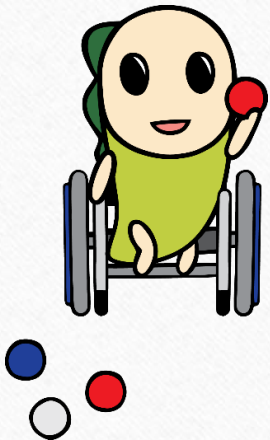
学年	1年生	2年生	3年生	計
生徒数	25名	20名	18名	63名



活動内容

スポーツや文化活動など、3種程度のプログラムを設定し、
各プログラムを月3回実施します。

(年100回程度 ÷ 3種目×月3回×12か月)



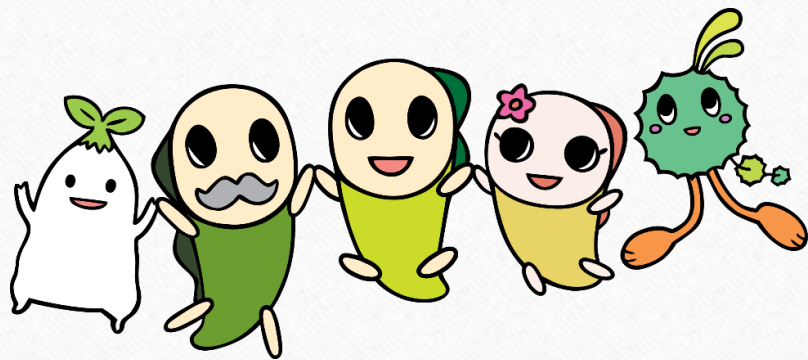
ダンス
ボッチャ
身体を自由に動かす
運動プログラムなど



音楽
美術
工作など

活動時間（イメージ）

下校後から活動を実施し、18：00頃の帰宅となる想定です。
→活動のコア時間は60分程度とし、前後の時間は自由に過ごすイメージです。



時間	活動内容
15：40	下校→移動、準備
16：00	講師による活動開始
17：00	活動終了、片付け
18：00	帰宅

実施場所

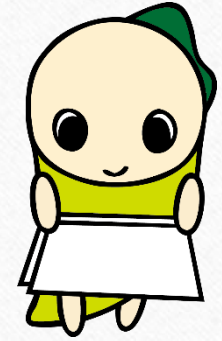


小学部の特別教室棟（さくら校舎）の1階を専用室として使用
（事務室、活動の前後の時間に自由に過ごす場所としても使用します）

→プログラムの活動は、学校の体育館や校庭、音楽室、図工室等の
特別教室を使用します。

（スポーツ用具やオーディオ機器、プロジェクターなど、
学校にあるものをプログラムの活動で使用します）

活動への参加方法①

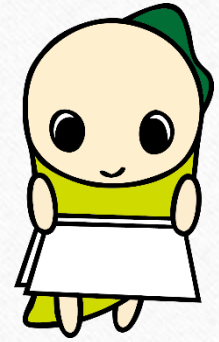


1. 利用登録

1人1つのプログラムに登録し、活動に参加します。

- 利用登録や当日の出欠確認等の受付業務、保護者との連絡などは実施事業者が行います。
- 利用登録の前に、各プログラムの体験期間を設けます。

活動への参加方法②



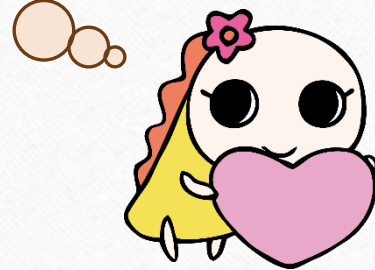
2. 移動支援ヘルパーと一緒に活動に参加します。

- 活動には、移動支援ヘルパーが付き添い、活動中の見守りや自宅までの送迎を行います。
- また、保護者との参加や、放デイの職員と外出先での支援として活動に参加する方法も、参加方法の一つとして考えています。

参加人数

参加人数は、1プログラム当たり生徒10名程度とします。

移動支援ヘルパーが生徒と一緒に参加するので、活動人数は生徒の2倍の人数となります



校庭や音楽室であれば、移動支援ヘルパーを含めた20名で活動できそうです

利用料金

利用料金は無料です

→ 中学校の特別支援学級の生徒が参加している放課後活動（部活動）と同じイメージで考えており、利用料金は無料です。
（移動支援ヘルパーに係る費用は、別途ご負担いただきます）



実施方法

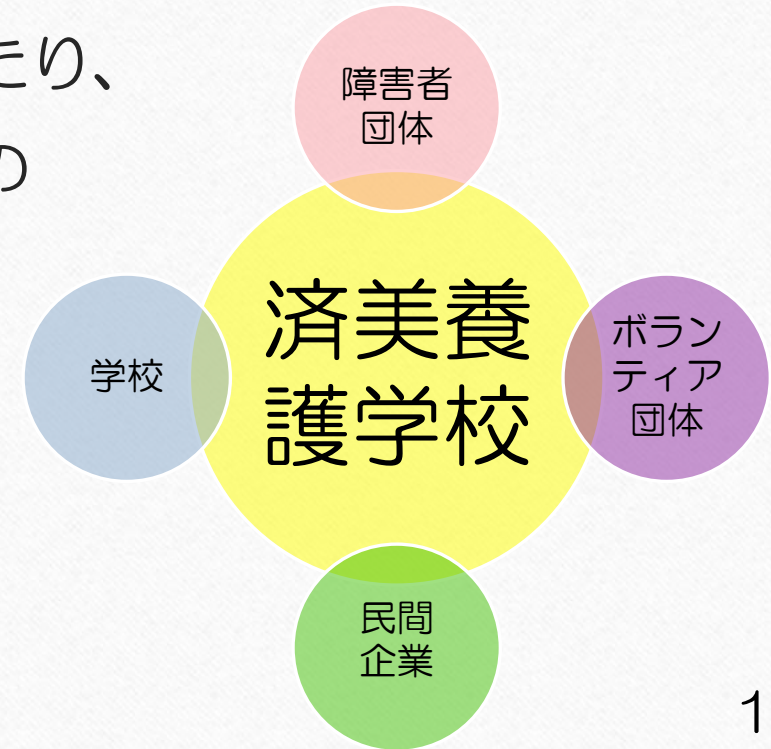


プログラムの実施・進行は、
実施事業者が手配する各講師が行います。

- 実施事業者が各プログラムの講師派遣の依頼、利用登録、保護者への連絡などを行います（企画・調整のコーディネーター）。
- 講師は、障害児（者）に対する活動経験があり、障害への理解、配慮ができる方をお願いします。

地域とのつながり、交流

地域で活動する団体や大学から講師を招いたり、地域の活動に参加したりするなど、地域とのつながりや交流の視点も本事業の一要素にしていきたいと考えています。

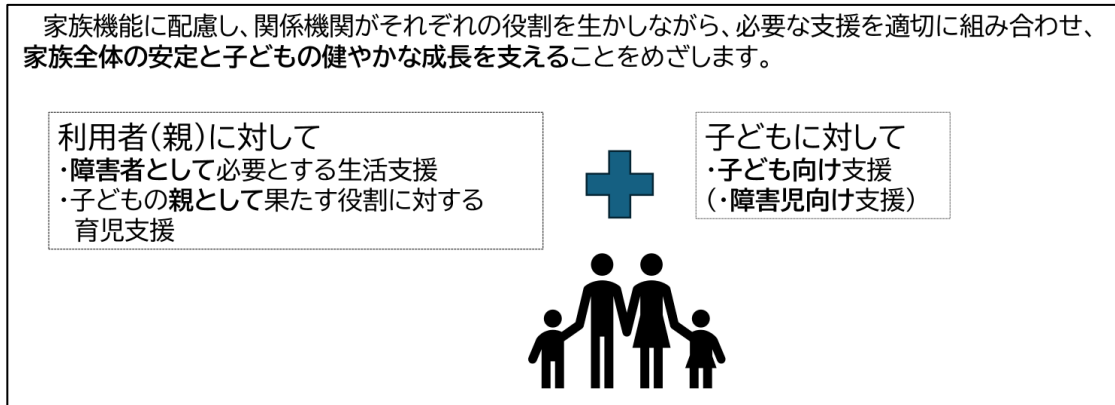


障害者の子育て支援の取組について

区では、障害者総合支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」の運用を令和8年度から下記の通り開始します。

記

1 障害者の子育て支援の基本的な考え方



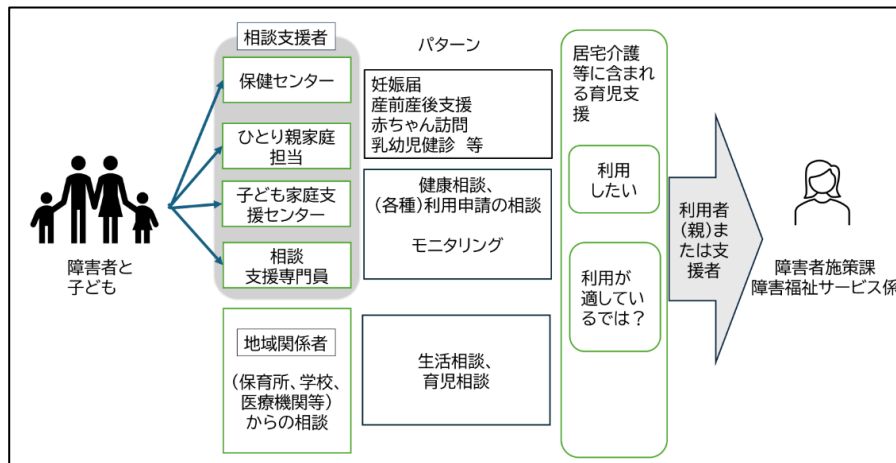
2 障害者の子育て支援のポイント

○ライフステージに応じた支援体制の構築

障害者施策課・子育て支援課・保健センターが連携を図りながら、妊娠期から子育て期に障害福祉サービス利用が開始できる仕組みを整えます。

○ニーズ把握と早期の支援

相談支援者が家庭状況を把握することで、支援を必要とする障害のある親やその子供に早期に支援を開始します。ニーズ把握と早期の支援は、親の障害によって、本来子どもが担うべきでない役割を抱え込むことを防ぐ効果もあります。



○障害特性に配慮した支援の提供

利用者(親)が安心して子育てを行えるよう、相談支援者との連携による支援や訪問看護の活用、障害者施策課で実施する「専門相談」による支援者への助言により、地域支援者が利用者(親)の障害特性を踏まえた個別性の高い支援を提供できる体制を整えます。

担当 障害者施策課 障害保健担当
TEL:3312-2111 内線1104

令和7年度 実務担当者向け

障害のある保護者の子育て支援研修

「家族をまるごと支援する視点とは？」

完全
オンライン開催

【研修の目的】

障害のある保護者の子育ての支援にあたり、支援者として大切にしたい基本的な考え方や、区が新たに開始する取組について理解を深めます。

【対象】 相談支援専門員、訪問看護ステーション、すまいる職員、障害者施策課

【日時】 令和8年3月23日(月)10:00～11:30

【内容】 ◆ 研修(70分)

「家族をまるごと支援する視点とは？」

講師:杉並区成人期発達障害者支援事業 専門相談 相談員



共栄大学 准教授／臨床心理士 木村 文香 氏

◆ 案内(20分)

「障害者総合支援法の居宅介護による『育児支援』が始まります」

説明:障害者施策課 職員

◆ 申込は右の二次元コードから行ってください。

【送付用・インターネット】<https://logofrom.jp/form/Y4gR/1454040>

期限: 令和8年3月18日(水)

問合せ:杉並区保健福祉部障害者施策課 障害者保健担当Tel 3312-2111(内線)1104

部会名	第3回開催日	内容	今後の予定・方針
計画部会	3/3（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基礎調査の回答状況、調査結果の速報値について報告する。 ・ 現在の計画について、令和7年12月末時点の実績数値と進捗状況を報告する。 ・ 次期計画の策定の概要案と来年度のスケジュール案について説明する。 	令和8年6月～7月に第1回部会を開催し、次期計画に向けた課題、計画の骨子について検討する。
相談支援部会	2/27（金）	1つの事例から①事例からみえる地域課題は何か②地域課題をどのような方法で共有するか③自分たちに何が出来るか、一連のワークを通して検討した。	杉並区における、個別事例から地域への課題が抽出されて、共有し協議されるしくみを作っていきたい。 しくみ作りの過程で出た課題を協議会に共有していきたい。
地域移行促進部会	1/23（金）	居住支援法人3社にお越しいただき、それぞれの法人の取組を紹介。 その後、「居住支援部門との今後の連携に向けて」をテーマにグループワークを実施。	前期での取組や繋がり（居住支援法人や居住支援協議会等）を活かして、部会に留まらず、情報を発信する機会を作っていく予定。
高齢・障害連携部会	3/13（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行期のリーフレットたたき台の意見交換 ・ 第2回のワークショップの意見を踏まえ、当事者へのわかりやすい案内等の今後の取組をまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> ①移行期のリーフレット等の作成・啓発をきっかけとした高齢・障害分野の支援者の情報共有と連携を図る ②デイサービスを利用している当事者の声を伝えるとともに、当事者にわかりやすい案内などを作成する ③高齢・障害それぞれの施設に、高齢障害者の支援を考える機会を作るとともに、家族等への働きかけを行う
地域生活支援拠点部会	3/11（水）	<p>今年度初めて2つのWG合同での部会を開催し、各WGで今年度の活動報告を行った。 （知的WG:原町青年寮見学、知的地域移行システムの構築等、緊急時WG:緊急時対応事業の実績報告及び課題整理）</p> <p><知的WG> WG内で知的地域移行PTを発足し、モデルケースの地域移行に向けた取組に着手することをPTメンバー以外の委員に報告した。その後、今後の具体的なプランについて意見交換を行った。</p> <p><緊急時WG> 今年度の緊急時対応に関する取組を改めて振り返り、事業周知や事業所間の連携などの課題を共有した。これらを踏まえ、今後WGとして注力していくテーマについて議論した。</p>	<p><知的WG> 次年度は、知的地域移行PTの活動を進めながら、部会ではPTの活動報告と取組についての意見交換を実施していく予定</p> <p><緊急時WG> 次年度以降は、これまでの緊急時対応事業の事例を踏まえて、事業所間の連携体制や役割分担を整理し、事業の実効性を高めていく方策を検討する。また、サービスマップ等を用いた“見える化”により、各緊急時対応事業の周知を一層強化していく予定。</p>
こども部会	1/29（木） ※第2回	<p>第2回部会で示された「連携不足」「情報不足」「相談先の不明確さ」を中心に議論した。特に学校・福祉・療育機関の連携では、5歳児健診およびフォローアップ体制の導入を踏まえつつ、就学前後の縦横のつながりを強化する必要性が確認された。一方で、情報共有のための会議調整の困難さや時間的制約など実務負担が大きな障壁であることが共有され、その上で、課題解決の方向性として、特別支援教育コーディネーターを窓口とした連携、既存会議体の活用、ICT活用の可能性についても言及があった。</p> <p>また、相談窓口・福祉サーチ等の情報提供ツールについては、活用促進に向けた周知強化、登録事業者の拡大など運用改善を課題として共有した。</p>	<p>実務負担に配慮した連携体制の具体化</p> <p>相談・情報提供機能の改善について重点に取り組む方針</p>